

おくやみ ハンドブック

～ご遺族のための手続き案内～

鳥取市

ご遺族の方へ

チェックリスト

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご遺族のみなさまにおかれましては、葬儀等に関する不安もある中、今後、様々な手続きが必要になるかと存じます。

鳥取市では、必要な手続きをわかりやすく行っていただけるよう、主な手続きを一覧にした「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

お手続きの際の一助となれば幸いです。

鳥取市

各種手続き

おくやみの手続きについて

鳥取市では、亡くなった後の手続きをワンストップで行っていただける「おくやみコーナー」を、市役所本庁舎1階に設置しています。(要予約)

また、おくやみコーナーを利用しない場合でも、各担当窓口で手続きを行っていただけます。

市役所外の主な手続き

おくやみ手続きの流れ

おくやみコーナーを利用する場合

↓

専用の予約サイトから、利用予約を行ってください。
(予約の方法は2ページをご確認ください。)
申請から1～2開庁日後に、予約日と手続き案内票をメールでお知らせします。

↓

必要書類等をご用意のうえ、
本庁舎1階 13番窓口にお越しください。
おくやみコーナーへご案内します。

↓

必要な手続きを、おくやみコーナーで
まとめて行います。

おくやみコーナーを利用しない場合

↓

おくやみハンドブックを参考に、
必要な手続きをご確認ください。

↓

必要書類等をご用意のうえ、
本庁舎1階 6番窓口
または 各総合支所にお越しください。
担当窓口をご案内します。

↓

必要な手続きを、
各担当窓口で順に行います。

その他のご案内

広告掲載事業者

おくやみコーナーのご利用・ご予約方法

おくやみコーナーをご利用いただくことで、市役所での手続きをまとめて・手早く・簡単に行っていただくことができます。

※おくやみコーナーのご利用は、事前にオンラインでの予約が必要です。(お電話でのご予約は承っておりません)

ご利用時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時(土日祝日、年末年始など鳥取市役所の閉庁日は除きます。)

ご予約方法

右の二次元コードを読み取るか「鳥取市 おくやみコーナー」と検索してご予約ください。



おくやみコーナー利用予約

注意事項

- ご利用の3開庁日前までにご予約ください。
- 予約状況によって、ご希望の時間帯にご利用いただけない場合があります。その場合は担当職員が電話をいたします。
- 手続きの内容によっては、おくやみコーナーで手続きが完了せず、担当部署の窓口をご案内する場合があります。
- 死亡届が住民票に反映した後に、おくやみ手続きが可能となります。鳥取市以外の自治体に死亡届を提出された場合など、手続き可能となるまでに日数を要する場合があります。

鳥取市 おくやみコーナー



おくやみコーナーのメリット

- **必要な手続きをまとめて受付!**
手続きごとに窓口を移動する必要が無く、主要な手続きを1か所で完了することができます。
- **必要な手続きが事前にわかる!**
手続きの内容や必要書類等をまとめた一覧表をオンラインで事前にお知らせいたします。必要な手続きを簡単に確認することができます。
- **待ち時間なくお手続き!**
ご予約いただいたお時間に待ち時間なくスムーズに手続きを行うことができます。
- **書類の記載が省略できる!**
主要な手続きの申請書には、住所・氏名等の基本的な情報があらかじめ印字されており、書類の記載を省略できます。

おくやみ手続きナビのご案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きや持ち物についてご確認いただくことができます。

※おくやみコーナーの予約サイトとは異なります。

URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/31201>



おくやみ手続きナビ

来庁時の持ち物について

手続き内容によって必要なものが異なりますので、各種手続きページをご確認ください。

本人確認書類について

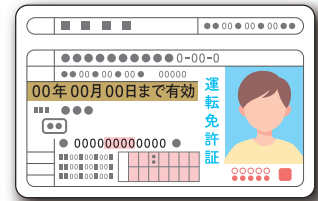
□ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 等

□ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、
介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、
学生証 等

※有効期限内のものに限ります。



相続人代表者について

相続人を代表して、市役所から以下の手続きに関する書類（還付金、納付書等）を受け取る方（相続人代表者）が必要となります。市役所に来庁いただく前に決めておくことで手続きがスムーズになります。

- 亡くなった方の納税・納付義務や還付金を受け取る権利は、相続人に承継されます。
- 相続放棄をした方は相続人になりません。
- 相続人代表者はあくまで手続き上の代表者で、相続人代表者だけに納税・納付義務や還付・給付の権利が承継されるわけではありません。
- 還付金等を相続人代表者が代表して受け取る場合、口座の指定が必要となります。
- 徴収金や還付金等は、相続財産として相続人当事者間で清算してください。

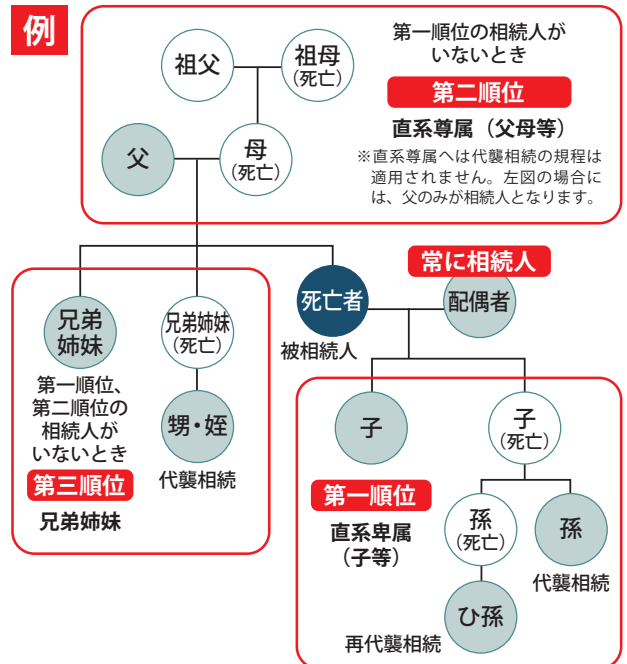
※お墓の承継や固定資産の承継は、別に手続きが必要となります。

参考：法定相続人の順位と範囲 （遺言による相続を除く）

- 本来相続人となる被相続人の子または兄弟姉妹が既に死亡していた場合等に、その相続人の子が代わりに相続することを「代襲相続」といいます。

※甥・姪が死亡していた場合には、それ以上の代襲はありません。

- 被相続人が亡くなった後、遺産分割協議を行わないうちに相続人が死亡してしまい、次の相続が始まることを「数次相続」といいます。
- 「相続人がいないとき」には、前順位の相続人全員が相続放棄したことによる順位変更も含まれます。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト

簡単に手続きを確認したい方は[コチラ](#)から



(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

	亡くなった方についてご確認ください	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	受付窓口	参照ページ
戸籍火葬	これから死亡届を提出されますか?	<input type="checkbox"/>	■ 死亡届、火葬許可申請書の提出	1階6番 (市民総合窓口)	P.6
住民異動	3人以上の世帯の世帯主ですか?	<input type="checkbox"/>	■ 世帯主変更の手続き		
国民健康保険	国民健康保険に加入していますか?	<input type="checkbox"/>	■ 国民健康保険葬祭費の支給申請	1階9番 (国保と年金窓口)	P.7
	国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主ですか?	<input type="checkbox"/>	■ 国民健康保険資格確認書の手続き		
年金	20歳以上ですか?	<input type="checkbox"/>	■ 公的年金の手続き		P.8
後期高齢	後期高齢者医療制度(保険)に加入していますか?	<input type="checkbox"/>	■ 後期高齢者医療保険料の還付・給付費の支給申請		P.9
			■ 後期高齢者医療葬祭費の支給申請		
介護保険	65歳以上ですか?または、介護認定を受けていますか?	<input type="checkbox"/>	■ 介護保険の手続き		P.10
医療・障がい	特別医療費受給資格証をお持ちですか?	<input type="checkbox"/>	■ 特別医療費受給資格証の返還	1階13番 (福祉総合窓口)	P.11
	【ひとり親になられた場合】世帯に18歳以下(年度末時点)のお子さんがいらっしゃいますか?	<input type="checkbox"/>	■ ひとり親家庭特別医療費受給資格証の申請		
	障害者手帳をお持ちですか? (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか)	<input type="checkbox"/>	■ 障害者手帳の返還		P.12
	障害者手当を受給していますか? (特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当のいずれか)	<input type="checkbox"/>	■ 障害者手当等の受給資格喪失・未支給手当の支給申請		

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他のご案内

広告掲載事業者

死亡に伴う各種手続きチェックリスト

簡単に手続きを確認したい方は[コチラ](#)から



(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

	亡くなった方についてご確認ください	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	受付窓口	参照ページ
子ども	児童手当を受給していますか？ (公務員で、勤務先で児童手当を受給している場合を含む)	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童手当の受給事由消滅届 ■ 未支払の児童手当の請求 	1階13番 (福祉総合窓口)	P.13
	児童手当の対象のお子さんですか？ (公務員で勤務先で児童手当を受給している場合は、勤務先でも手続きが必要です)	<input type="checkbox"/>	■ 児童手当の消滅・額改定等の手続き		
	【ひとり親になられた場合で、18歳以下(年度末時点)のお子さんがある場合】 児童扶養手当(ひとり親家庭等の手当)の相談を希望されますか？ ※	<input type="checkbox"/>	■ 児童扶養手当の申請・災害遺児手当の申請	駅南庁舎 1階3番	P.14
	児童扶養手当を受給していますか？ ※	<input type="checkbox"/>	■ 児童扶養手当の受給資格者死亡届・未支払児童扶養手当請求		
	児童扶養手当の対象のお子さんですか？ ※	<input type="checkbox"/>	■ 児童扶養手当の額改定・喪失等の手続き		
	保育所等に入所しているお子さんですか？ またはその保護者ですか？ ※	<input type="checkbox"/>	■ 保育所認定変更等の手続き	駅南庁舎 1階4番	P.15
市民税・固定資産税・軽自動車税	軽自動車等(軽四輪、軽二輪、小型二輪、原付、小型特殊)の所有者ですか？	<input type="checkbox"/>	■ 軽自動車等の名義変更・廃車の手続き	2階21番 (税総合窓口)	P.16
	亡くなった方の市県民税について相談がありますか？	<input type="checkbox"/>	■ 市県民税についての相談		
	亡くなった方が所有する固定資産について相談がありますか？	<input type="checkbox"/>	■ 固定資産についての相談		P.17
市営墓地	市営墓地区画の名義人・申請人ですか？	<input type="checkbox"/>	■ 市営墓地区画の承継・返還手続き	2階25番	

※児童扶養手当(ひとり親家庭等の手当)、保育所の手続きが必要な方は、市役所(駅南庁舎)でのお手続きが必要となります。

- 市役所(本庁舎)でのお手続きの際は、おくやみコーナーを利用される場合は、事前にご予約の上、本庁舎1階13番窓口にお越しください。
おくやみコーナーを予約していない場合は、最初に本庁舎1階6番窓口にお越しください。
(手続きの流れやおくやみコーナーの詳細については、2ページをご確認ください。)
- 死亡届の提出後、死亡事項が記載された戸籍謄本等が取得できるようになるまで、3~5開庁日程度かかることがあります。あらかじめご了承ください。(本籍地が鳥取市の方の場合)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他のご案内

広告掲載事業者

1. 戸籍火葬に関する手続き

これから死亡届を提出する

手続き 死亡届、火葬許可申請書の提出

手続き詳細	期 限
すでに火葬がお済みでしたら、この手続きは必要ありません。	死亡の事実を知った日から 7日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 死亡届書（医師の死亡診断書または死体検案書が添付されているもの） ※死亡診断書（死体検案書）を含めた届書のコピーはご自身でお願いします。	市民課 戸籍係 ☎ 0857-30-8194

2. 住民異動に関する手続き

3人以上の世帯の世帯主だった

手続き 世帯主変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなった方が3人以上の世帯の世帯主であった場合、世帯主変更の手続きが必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 同一世帯以外の方が手続きされる場合は委任状が必要です。	市民課 住民登録係 ☎ 0857-30-8193

3. 国民健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
喪主の方は葬祭費の支給を申請することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 振込口座がわかる通帳等（喪主の方の通帳等） <input type="checkbox"/> 本人確認書類	保険年金課 国民健康保険係 ☎ 0857-30-8222

国民健康保険に加入していた、または国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主だった

手続き 国民健康保険資格確認書の手続き

手続き詳細	期 限
①亡くなった方が国民健康保険の被保険者であった場合、資格確認書の返還等が必要です。	死亡から14日以内
②亡くなった方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合、資格確認書の変更の手続きが必要です。	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 【①の場合】 <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 【②の場合】 <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書（被保険者全員のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの（被保険者全員のもの）	保険年金課 国民健康保険係 ☎ 0857-30-8222

4. 年金に関する手続き

20歳以上だった

手続き 公的年金の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなった方の年金の状況によって、どのような手続きが必要かお調べします。(手続きの場所等についても併せてご案内します。)	死亡から5年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 基礎年金番号がわかるもの (年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書等) ※ない場合は窓口でお調べいたします。	保険年金課 医療・年金係 ☎ 0857-30-8224
遺族のもの <input type="checkbox"/> 請求者の通帳 <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの(請求者のもの)	

MEMO

5. 後期高齢に関する手続き

後期高齢者医療制度（保険）に加入していた

手続き① 後期高齢者医療保険料の還付・給付費の支給申請

手続き詳細	期 限
亡くなった方が後期高齢者医療制度（保険）の被保険者であった場合、保険料や給付費の手続きが必要です。	なるべく早めに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	保険年金課 長寿医療係 ☎ 0857-30-8225
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 振込口座がわかる通帳等（相続人代表者のもの） <input type="checkbox"/> 印鑑（相続人代表者のもの。自署でない場合に必要）	

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
喪主の方は葬祭費の支給を申請することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	保険年金課 長寿医療係 ☎ 0857-30-8225
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 振込口座がわかる通帳等（喪主の方の通帳等）	

6. 介護保険に関する手続き

65歳以上、または介護認定を受けていた

手続き 介護保険の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなった方が65歳以上または介護認定を受けていた場合、保険料や給付費の手続きが必要です。	なるべく早めに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	長寿社会課 介護保険係 ☎ 0857-30-8212
遺族のもの <input type="checkbox"/> 印鑑（相続人代表者のもの。自署でない場合に必要） <input type="checkbox"/> 振込口座がわかる通帳等（相続人代表者のもの）	

7. 医療・障がいに関する手続き

特別医療費受給資格証を持っていた

（小児特別医療費受給資格証・ひとり親家庭特別医療費受給資格証・障害者特別医療費受給資格証・特定疾病特別医療費受給資格証のいずれか）

手続き 特別医療費受給資格証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなった方が特別医療費受給資格証をお持ちだった場合、受給資格証の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 返還する特別医療費受給資格証	保険年金課 医療・年金係 ☎ 0857-30-8223

7. 医療・障がいに関する手続き

【ひとり親になられた場合】

世帯に18歳以下（年度末時点）のお子さんがある

手続き ひとり親家庭特別医療費受給資格証の申請

手続き詳細	期 限
配偶者の死亡によってひとり親となり、18歳以下（年度末時点）の子どもを養育している場合、ひとり親家庭特別医療費受給資格証の申請をすることができます。 ※所得税非課税世帯に限ります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーまたは保険資格の確認ができるもの （対象者と子のもの）	保険年金課 医療・年金係 ☎ 0857-30-8223

障害者手帳を持っていた

（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか）

手続き 障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなった方が次のいずれかの手帳をお持ちであった場合、手帳の返還が必要です。 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 返還する手帳	障がい福祉課 ☎ 0857-30-8217

障がい者手当等を受給していた

(特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当のいずれか)

手続き 障害者手当等の受給資格喪失・未支給手当の支給申請

手続き詳細	期 限
亡くなった方が次のいずれかの手当を受給されていた場合、資格の喪失手続きが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 ・特別児童扶養手当 また、未支給手当がある場合は、支給申請が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの 遺族のもの <input type="checkbox"/> 印鑑 (申請者のもの) <input type="checkbox"/> 振込口座がわかる通帳等 (申請者のもの)	障がい福祉課 ☎ 0857-30-8217

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた（公務員で、勤務先で児童手当を受給していた場合は、勤務先で手続きが必要です）

手続き 児童手当の受給事由消滅届・未支払請求

手続き詳細	期 限
亡くなった方が児童手当の受給者だった場合、受給者の変更等の手続きが必要です。また、支払われていない児童手当がある場合は、お子さん(対象となるお子さんが複数いる場合は一番上のお子さん)に支払いますので、未支払請求書を提出してください。	死亡から15日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 印鑑 (申請者のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの (申請者のもの) <input type="checkbox"/> 振込口座がわかる通帳等 (申請者のもの) <input type="checkbox"/> 振込口座がわかる通帳等 (児童のもの)	こども未来課 育成係 ☎ 0857-30-8491

児童手当の対象のお子さんだった（公務員で、勤務先で児童手当を受給していた場合は、勤務先で手続きが必要です）

手続き 児童手当の消滅・額改定等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の対象のお子さんが亡くなった場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象のお子さんがある場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から15日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (申請者のもの) ※ケースにより必要書類が異なるため、詳しい内容は担当窓口でご案内します。	こども未来課 育成係 ☎ 0857-30-8491

【ひとり親になられた場合】

世帯に18歳以下（年度末時点）のお子さんがある

手続き 児童扶養手当の申請・災害遺児手当の申請（駅南庁舎1階）

手続き詳細	期 限
<p>配偶者の死亡によってひとり親となり、18歳以下（年度末時点）の子どもを養育している場合、児童扶養手当の受給の対象となる場合があります。</p> <p>※児童扶養手当の受給には所得制限があります。</p> <p>また、配偶者の死亡によってひとり親となり、15歳以下（年度末時点）の子どもを養育している場合、災害遺児手当の対象となる場合があります。</p> <p>※災害遺児手当の受給には所得制限がありません。</p>	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑（申請者のもの）</p> <p>※ケースにより必要書類が異なるため、詳しい内容は担当窓口でご案内します。</p>	<p>こども未来課 育成係 ☎ 0857-30-8239</p>

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の受給資格者死亡届・未支払請求（駅南庁舎1階）

手続き詳細	期 限
<p>亡くなった方が児童扶養手当の受給者だった場合、児童扶養手当の受給資格者死亡届の手続きが必要です。未支払の手当がある場合は、お子さん（対象となるお子さんが複数いる場合は一番上のお子さん）に支払いますので、未支払請求書を提出してください。</p>	<p>死亡から14日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 振込口座がわかる通帳等（申請者のもの）</p>	<p>こども未来課 育成係 ☎ 0857-30-8239</p>

8. 子どもに関する手続き

児童扶養手当の対象のお子さんだった

手続き 児童扶養手当の額改定・喪失等の手続き(駅南庁舎1階)

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象となるお子さんが亡くなった場合、児童扶養手当の資格喪失または額改定(減額)の手続きが必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 ※ケースにより必要書類が異なるため、詳しい内容は担当窓口でご案内します。	こども未来課 育成係 ☎ 0857-30-8239

お子さんが保育所等に入所している

手続き 保育所認定変更等の手続き(駅南庁舎1階)

手続き詳細	期 限
◇亡くなった方が保育所等に入所しているお子さんの場合、保育所等の退所の届出が必要です。	速やかに
◇亡くなった方が保育所等に入所しているお子さんの保護者の場合、認定変更の手続きが必要です。	手続き可能な人
◇亡くなった方が幼稚園や届出保育施設等を利用しているお子さんで、保育料の無償化の認定を受けている場合、認定取り消しの手続きが必要です。	ご遺族(保護者)
◇亡くなった方が幼稚園や届出保育施設等を利用しているお子さんの保護者で、保育料の無償化の認定を受けている場合、認定保護者の変更の手続きが必要です。	
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 印鑑(保護者のもの) <input type="checkbox"/> 支給認定証 ※お持ちの場合	幼児保育課 入所認定係 ☎ 0857-30-8457

9. 市民税・固定資産税・軽自動車税に関する手続き

軽自動車（軽四輪、軽二輪、小型二輪、原付、小型特殊）を所有していた

手続き 軽自動車等の名義変更・廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなった方が軽自動車等を所有していた場合、軽自動車等の名義変更または廃車の手続きが必要です。 ◆原付バイク（125cc以下）、小型特殊（農耕用・特殊作業用）、ミニカーは市役所での手続きが必要です。 ◆軽四輪、軽三輪、軽二輪・小型二輪（125cc超バイク）は軽自動車検査協会または鳥取運輸支局での手続きが必要です。詳しくは19ページをご確認ください。	なるべく早めに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの 内容によって必要書類等が異なるため、事前に担当部署へご確認ください。	市民税課 軽自動車税担当 ☎ 0857-30-8144

市県民税について相談がある

手続き 市県民税についての相談

手続き詳細	期 限
亡くなった方が市県民税の納税義務者であった場合、相続人指定の手続きが必要となる場合があります。 ※詳しい内容は担当窓口でご案内します。	概ね3か月
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ケースにより必要書類が異なるため、詳しい内容は担当窓口でご案内します。	市民税課 ☎ 0857-30-8147

9. 市民税・固定資産税・軽自動車税に関する手続き

所有する固定資産について相談がある

手続き 固定資産についての相談

手続き詳細	期 限
亡くなった方が固定資産税の納税義務者であった場合、相続人指定の手続きが必要となる場合があります。 ※詳しい内容は担当窓口でご案内します。	概ね3か月
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ケースにより必要書類が異なるため、詳しい内容は担当窓口でご案内します。	固定資産税課 ☎ 0857-30-8156


10. 市営墓地に関する手続き

市営墓地区画の名義人・申請人だった

手続き 市営墓地区画の承継・返還手続き

手続き詳細	期 限
亡くなった方が市営墓地を使用する名義人の場合、市営墓地の承継または返還の手続きが必要です。	死亡から30日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 市営墓地使用許可書 <input type="checkbox"/> 亡くなった方と承継する方の続柄がわかる書類（戸籍謄本等）	生活環境課 生活衛生係 ☎ 0857-30-8083

市役所（本庁舎以外）での主な手続き一覧

対象	主な手続き	該当	問い合わせ先
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道の使用中止・名義変更 	<input type="checkbox"/>	【鳥取地域、国府地域、福部地域】 鳥取市水道局料金課 ☎TEL 0857-53-7922 【河原地域、用瀬地域、佐治地域】 鳥取市水道局南地域水道事務所 ☎TEL 0858-76-3118 【気高地域、鹿野地域、青谷地域】 鳥取市水道局西地域水道事務所 ☎TEL 0857-85-2526
飼い犬	<ul style="list-style-type: none"> ■ 飼い主の変更 ※パソコン・スマートフォンでもお手続きができます。  <p>← こちらの二次元コードからお手続きができます。</p>	<input type="checkbox"/>	鳥取市保健所 生活安全課 ☎TEL 0857-30-8551
調理師免許	<ul style="list-style-type: none"> ■ 登録の削除の申請及び免許証の返納 	<input type="checkbox"/>	鳥取市保健所 生活安全課 ☎TEL 0857-30-8552
製菓衛生師免許	<ul style="list-style-type: none"> ■ 登録の削除の申請及び免許証の返納 	<input type="checkbox"/>	
食品営業許可	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食品営業許可の廃止または地位の承継 	<input type="checkbox"/>	
ふぐ処理師免許	<ul style="list-style-type: none"> ■ 免許証の返納 	<input type="checkbox"/>	
ふぐ取扱い営業認証書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 営業認証書の返納または承継 	<input type="checkbox"/>	
肝炎治療受給者証	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受給者証の返還 	<input type="checkbox"/>	鳥取市保健所 保健医療課 ☎TEL 0857-30-8532
肝がん・重度肝硬変参加者証	<ul style="list-style-type: none"> ■ 参加者証の返還 	<input type="checkbox"/>	
特定医療費（指定難病）医療受給者証	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受給者証の返還 	<input type="checkbox"/>	
結核患者 患者票	<ul style="list-style-type: none"> ■ 患者票の返還 	<input type="checkbox"/>	鳥取市保健所 保健医療課 ☎TEL 0857-30-8533
医療従事者等の免許	<ul style="list-style-type: none"> ■ 免許の消除または抹消 (医師、歯科医師、薬剤師、看護師 保健師、助産師、作業療法士 理学療法士、准看護師、管理栄養士 栄養士 等) 	<input type="checkbox"/>	鳥取市保健所 保健医療課 ☎TEL 0857-30-8531
小児慢性特定疾病医療費医療受給者証	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受給者証の返還 	<input type="checkbox"/>	こども家庭局 こども未来課 ☎TEL 0857-30-8239
児童扶養手当 (ひとり親家庭等の手当)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童扶養手当の申請及び額改定、喪失等 ■ 災害遺児手当の申請等 	<input type="checkbox"/>	
保育所等入所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定の変更等 	<input type="checkbox"/>	こども家庭局 幼児保育課 ☎TEL 0857-30-8457

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他のご案内

広告掲載事業者

市役所以外での主な手続き一覧

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他のご案内

広告掲載事業者

対象	主な手続き	該当	問い合わせ先
軽自動車(軽四輪、軽三輪)	■ 名義変更・廃車等	<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会 鳥取事務所 ☎TEL 050-3816-3082
普通自動車、軽二輪・小型二輪 (125ccを超えるバイク)	■ 名義変更・廃車等	<input type="checkbox"/>	鳥取運輸支局 ☎TEL 050-5540-2070
国税関係	■ 相続税に関すること ■ 所得税・消費税申告に関すること	<input type="checkbox"/>	鳥取税務署 ☎TEL 0857-22-2141
不動産登記関係	■ 土地・家屋の登記に関すること ■ 相続登記に関すること	<input type="checkbox"/>	鳥取地方法務局 ☎TEL 0857-22-2293
	■ 登記に関する相談	<input type="checkbox"/>	鳥取県司法書士会 ☎TEL 0857-27-4165
遺言書	■ 開封・検認	<input type="checkbox"/>	鳥取家庭裁判所 ☎TEL 0857-22-2171
相続放棄	■ 相続放棄の申立	<input type="checkbox"/>	
遺産分割協議	■ 遺産分割協議の申立	<input type="checkbox"/>	
公営住宅関係	■ 県営住宅・市営住宅の承継、退去等	<input type="checkbox"/>	鳥取県住宅供給公社 ☎TEL 0857-30-7480
預貯金口座	■ 預金の相続等	<input type="checkbox"/>	各金融機関
株式・債権	■ 名義変更等	<input type="checkbox"/>	証券会社、銀行等の各金融機関
固定電話(NTT西日本)	■ 名義変更・解約等	<input type="checkbox"/>	NTT 西日本 ☎TEL 局番なしの 116
固定電話(NTT西日本以外)		<input type="checkbox"/>	各契約会社
携帯電話		<input type="checkbox"/>	
インターネット		<input type="checkbox"/>	
ケーブルテレビ		<input type="checkbox"/>	
電気・ガス		<input type="checkbox"/>	
クレジットカード		■ 解約等	<input type="checkbox"/>

総合支所のご案内

市役所での手続きは、各総合支所でも行うことができます。

国府町総合支所 (市民福祉課)	〒680-0197 鳥取市国府町宮下1221番地	☎TEL 0857-30-8654
福部町総合支所 (市民福祉課)	〒689-0102 鳥取市福部町細川668番地	☎TEL 0857-30-8664
河原町総合支所 (市民福祉課)	〒680-1221 鳥取市河原町渡一木277番地	☎TEL 0858-71-1724
用瀬町総合支所 (市民福祉課)	〒689-1201 鳥取市用瀬町用瀬832番地	☎TEL 0858-71-1894
佐治町総合支所 (市民福祉課)	〒689-1313 鳥取市佐治町加瀬木2519番地3	☎TEL 0858-71-1914
気高町総合支所 (市民福祉課)	〒689-0331 鳥取市気高町浜村282番地1	☎TEL 0857-30-8674
鹿野町総合支所 (市民福祉課)	〒689-0405 鳥取市鹿野町鹿野1517番地	☎TEL 0857-30-8684
青谷町総合支所 (市民福祉課)	〒689-0592 鳥取市青谷町青谷667番地	☎TEL 0857-30-8694

相続・法律に関する無料相談のご案内

相続・法律に関連する以下の無料相談を行っていますので、ぜひご利用ください。

	実施日	場所	時間	電話番号
<p>暮らし110番</p> <p>市民生活のお困りごとについて、相談員がお伺いします。</p> <p>予約は不要です。 お電話でもご相談いただけます。</p>	平日 (市役所の閉庁日は除く)	本庁舎2階 28番窓口	8:30 } 17:15	0857-20-4894

	実施日	場所	時間	電話番号
<p>無料法律相談 (弁護士相談)</p> <p>法律全般について、弁護士が面談によりお伺いします。</p> <p>ご利用には予約が必要です。 予約開始日は市報または市公式ウェブサイトをご確認いただくか、右記問い合わせ先にご連絡ください。 (1人30分以内、定員5名)</p>	毎月4回 (原則火曜日 ただし、祝日と重なる場合は変更となります。)	本庁舎2階 28番窓口	13:00 } 15:30	0857-30-8181

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他のご案内

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

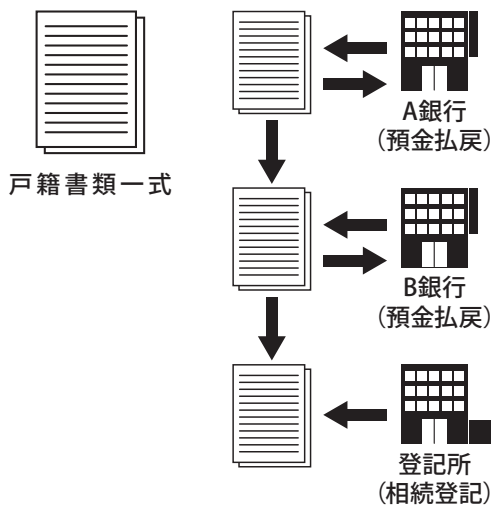
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直す必要がなくなります。(※1)

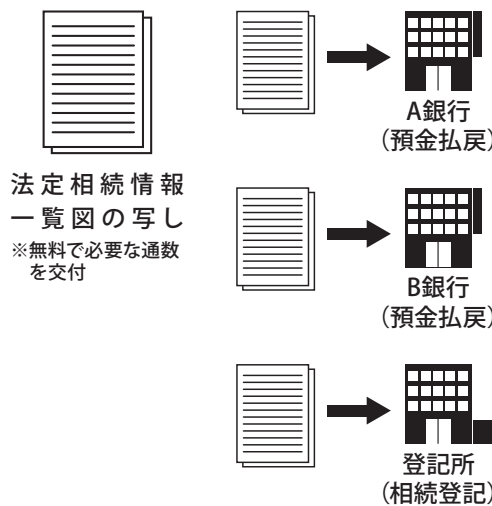
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他のご案内

広告掲載事業者

市役所で手続きが必要な資格確認書等の見本

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他のご案内

広告掲載事業者

■ 国民健康保険 資格確認書

鳥取県国民健康保険 有効期限
資格確認書

記号 33 番号 (枝番)

氏名 生年月日 性別

適用開始年月日 交付年月日

世帯主氏名 住所

保険者番号 310011 交付者名 鳥取市

印

薄い紫色の資格確認書です

■ 後期高齢者医療 資格確認書

後期高齢者医療資格確認書

有効期限 令和 年 月 日
交付年月日 令和 年 月 日

被保険者番号

住所

氏名 性別

生年月日 昭和 年 月 日

資格取得年月日 令和 年 月 日

負担割合 発効期日

限度区分 発効期日

長期入院該当日

特定疾病区分 発効期日

保険者番号 並びに保険者の名称及び印
3 9 3 1 2 0 1 2
鳥取県後期高齢者医療広域連合 鳥取県後期高齢者医療広域連合之印

薄いピンク色の資格確認書です

■ 介護保険 被保険者証

(一)

介護保険被保険者証

番号

住所

フリガナ

氏名

生年月日 男・女

交付年月日

保険者番号 並びに保険者の名称及び印
3 1 2 0 1 7
鳥取市幸町71番地
鳥取市 鳥取市之印

黄色の保険証です

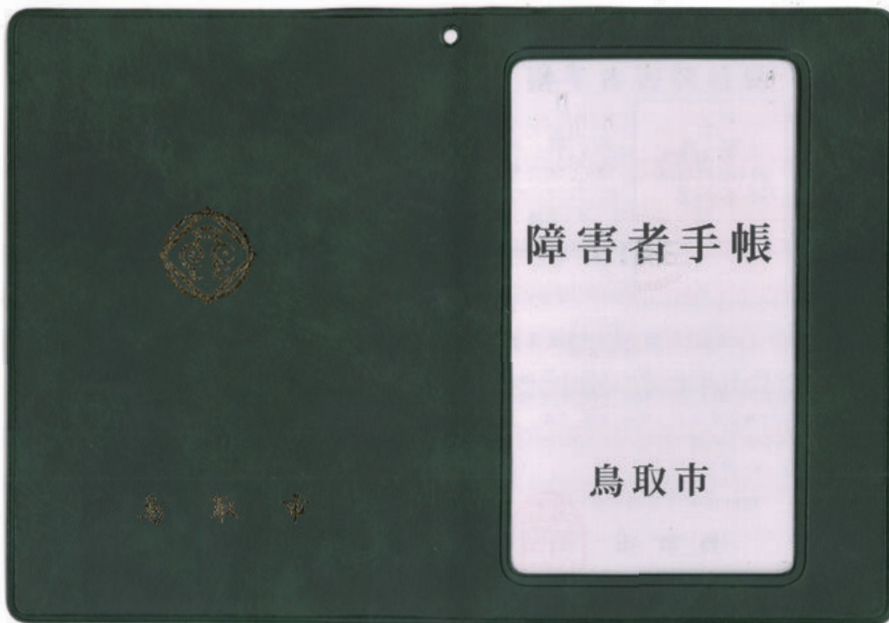
■ 特別医療費 受給資格証

特別医療費受給資格証(重度心身等)		
公費負担者番号		
受給資格証番号		
受給資格者	フリガナ氏名	
	生年月日	
	住所	
一部負担金		
月額上限負担額	入院	
	入院外	
重度かつ継続	自立支援医療の種類により無料(※注4)	
有効期間		

特別医療費受給資格証(中軽度)		
受給資格証番号		
助成区分		
手帳有効期限		
受給資格者	フリガナ氏名	
	生年月日	
有効期間		

青色または明るい黄色の資格証です

■ 障害者手帳



濃い緑色の手帳です
 ※上記は一例であり、色や形状が異なる場合があります。

鳥取市役所（1階・2階）フロア案内

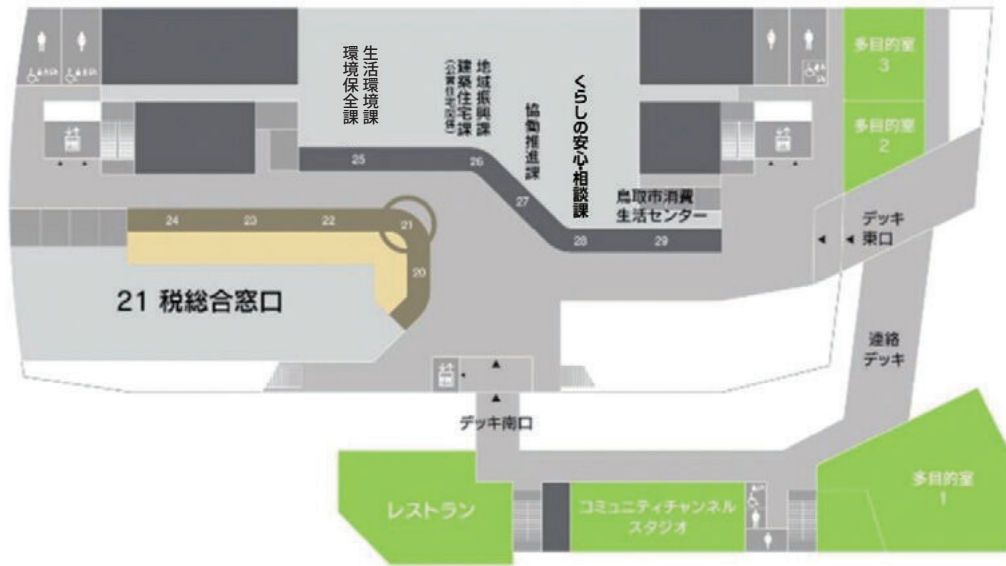
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他のご案内

広告掲載事業者



2階 フロア図

2階

税総合窓口（市民税課、固定資産税課、収納推進課）
 生活環境課／環境保全課／建築住宅課（住宅係、住宅建設係）
 地域振興課／協働推進課／暮らしの安心・相談課／鳥取市消費生活センター



1階 フロア図

キッズコーナー ハートフルコーナー 乳児室 託児室

1階

市民総合窓口（市民課）
 国保と年金（保険年金課）
 福祉総合窓口（地域福祉課、指導監査室、障がい福祉課、長寿社会課、鳥取中央地域包括支援センター）
 ※こども未来課と幼児保育課は R6.4.1 に駅南庁舎 1階に移転しました。
 生活福祉課／出納室

発行 鳥取市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2026年5月